

第3次深谷市総合計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第3次深谷市総合計画策定支援業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

第1期（令和8年度）：契約締結日～令和9年3月31日

第2期（令和9年度）：令和9年4月1日～令和10年3月31日

3 策定期間

令和8年度から令和9年度までの2年間で、令和9年12月の市議会定例会への議案提出を目指したスケジュールにより策定し、令和10年度から次期計画に基づいた事業実施を図る。

4 計画の構成及び期間

計画の構成と期間については以下を基本とする。但し、事業者の提案内容や策定過程の中で発注者が変更を認めた場合はこの限りではない。

①序論

②基本構想10年

③基本計画5年（前期・後期 ※後期は本業務委託に含まない）

5 業務内容

次期計画の策定作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は、次期計画の策定に必要なと思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案又は深谷市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）若しくは深谷市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

（1） 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案するものとする。また、本業務の遂行に必要な事項について発注者と調整を図り、適切な作業実施計画を作成する。

（2） 各種基礎調査の実施及び分析

地域経済分析システムRESAS等を活用しながら、本市の人口動態、産業構造、財政状況等の各種統計データ等の収集・整理を行う。また、類似・近隣自治体との比較など客観的な分析と課題の抽出・整理を行い、本市の強み・弱みを整理し、本市施策の方向性を検討するための報告書を作成する。

(3) 市民意識調査の実施及び分析

市民意識調査の企画、手法の提案、実施、集計、分析を行い、報告書を作成する。なお、調査対象者は、統計上の信頼性が担保できる結果となる人数を無作為で抽出する。また、それ以外に、市民意見を幅広く取り入れるため、策定過程における市民参加に係る手法（ワークショップなど）の提案及び実施並びにそれに関わる資料作成等の運営支援を行う。また、市民意見の整理を行う。

- ・ アンケート調査の設問設定
- ・ アンケートの実施及び回収
- ・ 調査結果等の集計及び分析、報告書案の作成
- ・ 調査結果及び市民意見の次期計画への反映

(4) 現行計画の検証・分析

現行計画の達成状況等の検証・分析及び課題の整理を行う。また、検証結果報告書を作成する。

- ・ 評価・検証のための手法（判断基準など）及び調書（評価様式）の提案
- ・ 評価・検証のためのヒアリングの実施
- ・ 評価・検証結果の集計及び分析、報告書の案作成

(5) 市長インタビューの実施

次期計画の策定にあたり、市長の思いや考え方、将来的なビジョン、まちづくりの方向性、重点事業等を計画に反映させるため、ヒアリング形式による市長へのインタビューを行い、報告書を作成する。

(6) 人口推計の作成

最新の人口データに基づき、次期基本構想期間中の人口推計の作成を行い、次期計画への反映手法を提案する。

(7) 主要プロジェクトの提案・作成

各種調査分析結果や各担当部局への聞き取り、意見交換等を踏まえ、深谷市の特色を活かしたまちづくりを進めるための主要プロジェクト（主要施策）及び指標について提案を行い、素案を作成する。なお、ロジックモデルを活用するなどEBPMの考え方を導入することを前提とする。

- ・ 主要プロジェクト検討のための関連部署ヒアリング
- ・ 主要プロジェクト及び指標の提案、素案作成
- ・ 取組の実効性を高めるため、施策の成果を客観的に評価し、取組や手法を改善していくための評価方法の提案。

(8) 施策の提案・作成

各種調査分析結果を踏まえ、次期計画に記載される内容（施策体系及び骨子、施策等）について提案を行い、素案を作成する。なお、ロジックモデルを活用するなどE

BPMの考え方を導入することを前提とする。

- ・ 国・県等上位計画の動向及び関連計画との整合性の確認
- ・ 施策体系及び骨子の提案・作成
- ・ 施策内容検討のための調書の提案・作成
- ・ 施策内容検討のための関連部署ヒアリングの実施
- ・ 施策及び指標の提案・作成
- ・ 施策の実効性を高めるため、施策の成果を客観的に評価し、取組や手法を改善していくための評価方法の提案。

(9) 基本構想及び基本計画の策定支援

各種調査分析結果を踏まえ、基本構想及び基本計画の提案を行い、素案を作成する。また、次期計画に記載される内容（土地利用構想、各施策の構成や骨子案、記載内容の方向性等）についても提案を行い、素案等を作成する。なお、現行計画と同様、深谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略として読み替えることを踏まえた計画とする。

- ・ 次期計画の構成及び期間の提案
- ・ 次期計画の土地利用構想（都市構造図デザインの作成を含む）の提案・作成
- ・ 次期計画の素案の作成
- ・ 次期計画の進行管理に関する提案
- ・ 成果品（計画書及び概要版）の編集作成

(10) 社会情勢を踏まえた考え方の反映

- ・ 「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を踏まえ、市内小・中学生の意見を収集し、反映する。
- ・ 本市はSDGs未来都市の認定を受けていることから、サステイナブル（SDGs）の考え方を盛り込んだ構成とする。

(11) 次期計画策定にかかる各種会議等の運営支援

① 策定本部の運営支援

策定本部の会議運営の支援を行う。

- ・ 会議運営に係る提案
- ・ 会議資料の作成、会議への出席・説明等、会議録の作成

※策定本部の構成は副市長、教育長、部長級職員とし、主に審議会における審議事項や市議会提案事項等の審議を、契約期間を通じて計10回程度開催することを想定している。会議への出席・説明等については、特に必要となる場合に限ることとし、別途協議により定めることとする。

② 幹事会の運営支援

幹事会の会議運営の支援を行う。

- ・ 会議運営に係る提案
- ・ 会議資料の作成、会議への出席・説明等、会議録の作成

※幹事会の構成は課長級職員とし、主に次期計画策定に向けた庁内調整などのワー

キングを、契約期間を通じて計6回程度開催することを想定している。会議への出席・説明等については、特に必要となる場合に限ることとし、別途協議により定めることとする。

③ 審議会の運営支援

審議会の運営の支援を行う。なお、審議会は令和9年度に設置を予定している。

- ・会議運営に係る提案
- ・会議資料の作成、会議への出席・説明等、会議録の作成

※審議会の構成は外部有識者とし、主に次期計画の諮問答申に係る審議を契約期間を通じて計9回程度開催することを想定している。会議への出席・説明等については、特に必要となる場合に限ることとし、別途協議により定めることとする。

(12) デザイン・レイアウトを含めた計画案の作成支援

次期計画本編及びその概要版について、文章等の校正を支援するとともに、読み手の読み易さや見易さに十分留意し、適宜図表やイラスト、写真等を用いたデザイン及びレイアウトを提案・作成する。

(13) その他（独自提案）

その他、次期計画の策定を円滑かつ効率的に進めるために必要な業務等について、受託者からの提案等を参考に積極的に取り入れることとする。

6 深谷市が提供する資料

次のものを資料として提供する。（全て市ホームページにて提供）

- (1) 第2次深谷市総合計画基本構想（2018～2027）・前期基本計画（2018～2022）
※土地利用構想含む
- (2) 第2次深谷市総合計画後期基本計画（2023～2027）
※深谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略統合
- (3) 深谷市公共施設等総合管理計画
- (4) 深谷市公共施設適正配置計画
- (5) 深谷市都市計画マスタープラン
- (6) 深谷市立地適正化計画
- (7) 深谷市SDGs未来都市計画
- (8) 新市建設計画
- (9) 深谷市統計データ

7 成果品の提出

(1) 成果品

・第3次深谷市総合計画本編及び第3次深谷市総合計画概要版の各原稿データ一式（修正可能な電子データ及びPDFデータ、電子記録媒体に保存）

※なお、電子データは印刷業者にそのまま渡すことのできるデータとする。

- ・ 市民意識調査報告書
各原稿データ一式（修正可能な電子データ及びPDFデータ、電子記録媒体に保存）
- ・ その他各種調査、集計、分析結果の原稿及びその他関連資料一式

8 契約に係る要件

- （1）本仕様を示す各会議回数等については現時点での予定であるため、実際とは異なる場合がある。また、本仕様に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合はその都度協議し実施していくこととする。
- （2）本業務にあたっては、十分な知識を有する者を配置すること。

9 その他事項

本仕様に定めのない事項や疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。